

札幌市告示第1936号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成27年札幌市告示933号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

平成28年（2016年）6月23日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地  
札幌市豊平区平岸1条11丁目5-1の一部  
札幌市豊平区平岸1条12丁目2の一部
- 2 特定有害物質  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤調査により汚染のないことを確認